

第26回 調停手続における引継ぎ制度の活用

公害等調整委員会事務局

調停に係る事件では中央・地方の管轄が明確に定められているが、それぞれの事件の性質により、審査会等の管轄に当たるが中央委員会で処理した方が適当と思われるものもあり、また、その逆もある。その場合、審査会等から中央委員会へ、又は中央委員会から審査会等へ、事件処理の過程においてそれぞれの事件を随時引き継ぐことができる。引き継ぐ場合には、当事者の同意を得、かつ、引き継ごうとする先の機関と協議する必要がある。(公害紛争処理法第38条)

ただ、事件によっては、当初から管轄の異なる紛争処理機関で扱った方が適当であり、かつ、当事者もそのことを希望している場合がある。この様な場合、一旦、管轄紛争処理機関で受け付け（あるいは管轄違いの紛争処理機関で受け付けた場合は、これを管轄の紛争処理機関に移送し）、その後、引継ぎ制度を活用し、管轄の異なる紛争処理機関で事件処理を行うこととなるが、こ

の手続を以下のように効率的に運用することも可能である。

(1) 中央管轄であるが地方において処理することが考えられる場合

- ① 申請人が地元審査会に管轄の異なる事件の申請をした場合、当初の段階であっても、当該審査会が当該事件を処理することが適当であると判断したときは、申請人及び被申請人のいずれにおいても異存がないことを確認し、中央委員会と協議の上、移送・引継ぎの手続を一括して行い、速やかに当該審査会で事件処理を行うこととする。
- ② なお、県際事件の場合には、更に、関係都道府県の意向も確認し、当該審査会で処理することに異存がないときは、連合審査会の設置協議、協議不調、中央委員会への移送、引継ぎの一連の手続を一括処理した上、速やかに

当該審査会で事件処理を行うこととする。

※上記の処理を行う場合は、事前に中央委員会⇨都道府県審査会で相談を行うこととする。

(2) 地方管轄ではあるが中央において処理をすることが考えられる場合

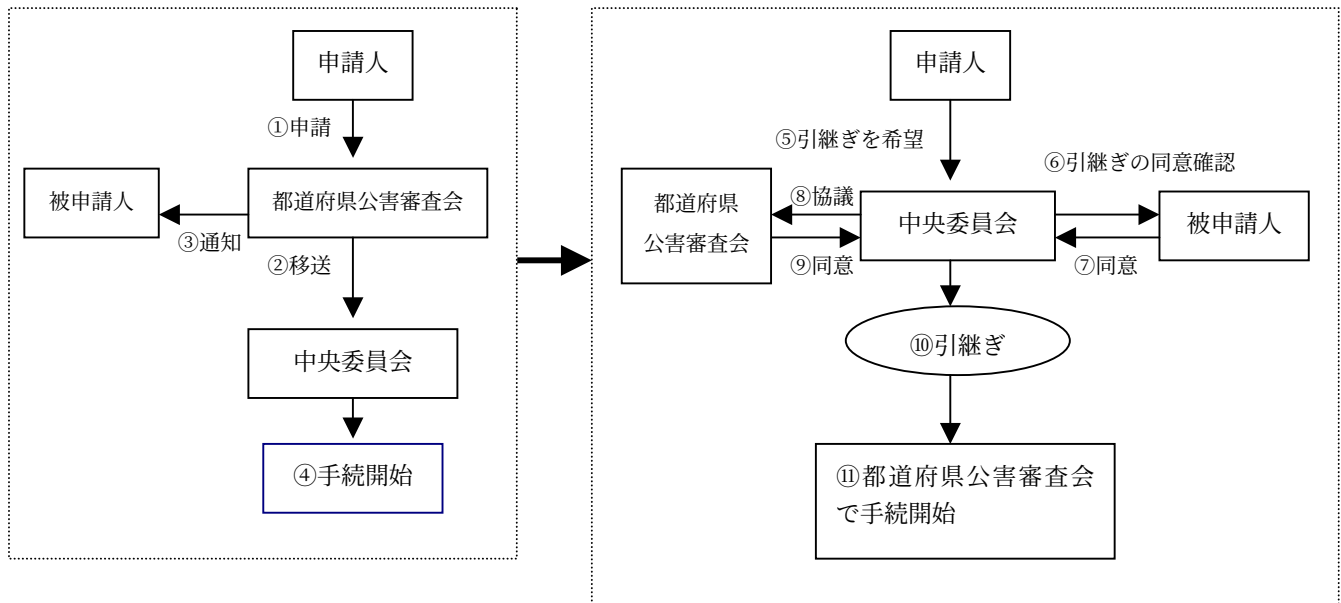
上記(1)の中央→地方のケースと同様に処理する。

- ① 申請人が中央委員会に管轄の異なる事件の申請をした場合、当初の段階であっても、中央委員会が当該事件を処理することが適当であると判断したときは、申請人、被申請人のいずれにおいても異存がないことを確認し、管轄審査会と協議の上、移送・引継ぎの手続を一括して行い、速やかに中央委員会で事件処理を行うこととする。
- ② なお、県際事件の場合には、更に、関係都道府県の意向も確認し、中央委員会で処理することに異存がないときは、連合審査会の設置協議、協議不調、中央委員会への送付の一連の手続を一括処理した上、速やかに中央委員会で事件処理を行うこととする。

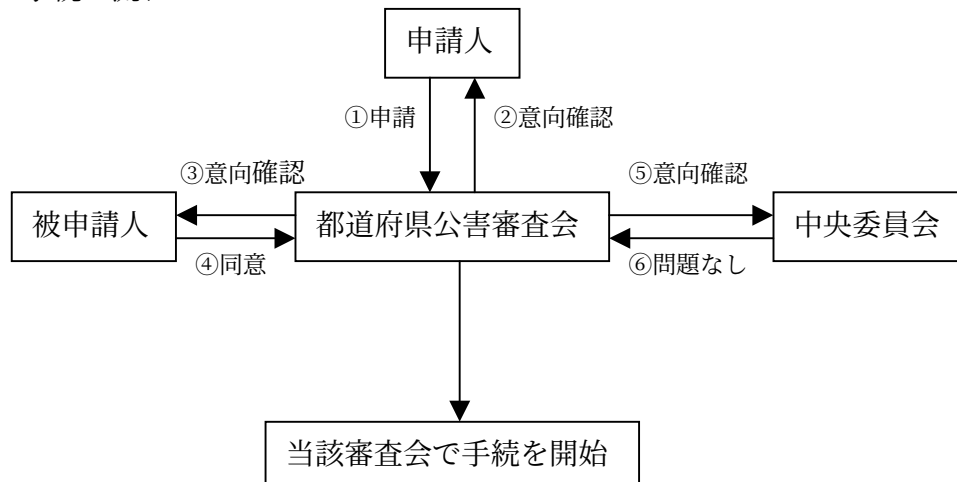
図 解

1. 「管轄違い」で地方に申請があった場合

○現行運用の手続の流れ

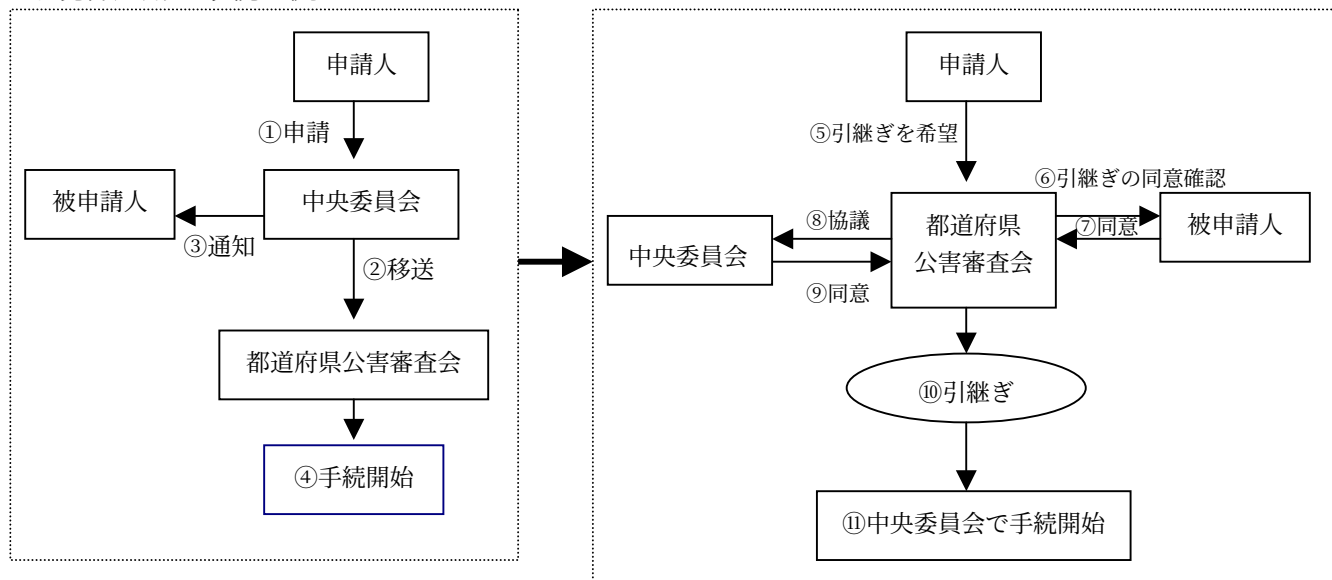


○効率化した手続の流れ



2. 「管轄違い」で中央に申請があった場合

○現行運用の手続の流れ



○効率化した手続の流れ

